

令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果 及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等

目次

令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項等の公表	… <u>P.3</u>
1. 審査内容と審査結果	
(1) 令和6年4月に施行された改正開示府令等における 重要な契約等の開示に関する改正の概要	… <u>P.5</u>
(2) 令和7年1月に施行された改正開示府令における 政策保有株式等の開示に関する改正の概要	… <u>P.7</u>
(3) 令和6年4月に施行された改正内部統制府令における 内部統制報告書等に関する改正の概要	… <u>P.9</u>
(4) 審査内容	… <u>P.11</u>
(5) 審査結果	… <u>P.15</u>
2. 審査結果を踏まえた留意すべき事項等	
(1) サステナビリティに関する企業の取組の開示	… <u>P.18</u>
(2) コーポレート・ガバナンスの状況等の開示	… <u>P.41</u>
(3) 重要な契約等の開示における記載事項	… <u>P.58</u>
(4) 内部統制報告書における記載事項	… <u>P.63</u>

別冊付録-令和7年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された
課題対応にあたって参考となる開示例集

令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項等の公表(1/2)

- 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務(支)局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正等関係審査」及び「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。
- 令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年度の有価証券報告書レビューとして、令和7年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書について以下の内容の審査を実施している。

1. 法令改正等関係審査(※1,3)

- 令和6年4月に施行された重要な契約等の開示に関する企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(以下「令和6年4月に施行された改正開示府令等」という)
- 令和7年1月に施行された政策保有株式等の開示に関する企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(以下「令和7年1月に施行された改正開示府令」という)及び関連する開示項目(「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示)
- 令和6年4月に施行された内部統制報告書等に関する財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(以下「改正内部統制府令」という)
 - ・ 「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示については、令和7年1月に施行された改正開示府令で新たに開示が求められた事項ではないが、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題のうち特に留意すべき事項であることから、令和7年度の審査対象に含めている。
 - ・ 令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する調査を併せて実施している。

2. 重点テーマ審査(※2,3)

- サステナビリティに関する企業の取組の開示
- コーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)
 - ・ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」及び「コーポレート・ガバナンスの状況等」に関する記載内容について提出会社による自主的な改善に資するよう審査
 - ・ 令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する法令改正等関係審査の調査票の回答を勧奨し、重点テーマ審査において深度ある調査を実施

(※1) 全ての有価証券報告書提出会社(以下、「提出会社」という)を対象とした調査票による審査

(※2) 審査対象会社を選定して行う質問票による対話型の審査

(※3) 過年度の審査において令和7年度の有価証券報告書での改善の検討を求める旨の通知を行った提出会社に対するフォローアップについても実施。

令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項等の公表(2/2)

(前ページからの続き)

- 令和7年度の有価証券報告書レビューについて、本資料公表時点までの実施状況を踏まえ、複数の提出会社に共通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめた。
- 令和7年度の有価証券報告書レビューは、令和6年度と主な審査対象範囲(サステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関連した開示等)が同一であることから、「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を更新する形で、本資料を作成している。
- また、今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめたので、ぜひ活用していただきたい。

1. 審査内容と審査結果

(1)令和6年4月に施行された改正開示府令等における重要な契約等の開示に関する改正の概要

令和6年4月に施行された改正開示府令等における重要な契約等の開示に関する改正の概要

- 2022年6月の金融審「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、有価証券報告書等における「重要な契約等」の開示について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体化(2023年12月公布)。
- 2025年3月期決算から適用(施行日までに締結済みの契約については、2026年3月期決算から適用)

有価証券報告書(主な項目)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
2. サステナビリティに関する考え方及び取組
3. 事業等のリスク
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

5. 重要な契約等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

:

「重要な契約等」の開示

(1) 企業・株主間のガバナンスに関する合意

- 提出会社と株主の間で、ガバナンスに影響を及ぼし得る合意(※)を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等を記載
- ※ (a)役員候補者指名権の合意、(b)議決権行使内容を拘束する合意及び(c)事前承諾事項等に関する合意

(2) 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

- 提出会社の株主(大量保有報告書を提出した株主その他の重要な株主)との間で、株主保有株式の処分等に関する合意(※)を含む契約を締結している場合、当該契約の概要や合意の目的等を記載
- ※ (a)保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意、(b)保有株式の買増しの禁止に関する合意、(c)株式の保有比率の維持の合意及び(d)契約解消時の保有株式の売渡請求の合意

(3) ローン契約と社債に付される財務上の特約

- 提出会社が、財務上の特約等の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合(同種の契約・社債はその負債の額を合算)、当該契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容を記載

臨時報告書の提出事由の追加

- 提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をした場合で、その元本又は発行額の総額が連結純資産額の10%以上のときには、契約の概要や財務上の特約の内容を記載した臨時報告書を提出
- 上記の財務上の特約に変更があった場合や財務上の特約に抵触した場合等には、財務上の特約の変更内容や抵触事由等を記載した臨時報告書を提出

(主な提出事由) 臨時報告書

- 親会社・特定子会社の異動
- 重要な災害の発生
- 組織再編の決定
- 財政状態、経営成績及びCFの状況に著しい影響を与える事象の発生等

1. 審査内容と審査結果

(2)令和7年1月に施行された改正開示府令における政策保有株式等の開示に関する改正の概要

令和7年1月に施行された改正開示府令における政策保有株式等の開示に関する改正の概要

- 株式の保有目的を政策保有から純投資に変更した場合における適切な情報開示を促すため、開示府令を改正し、有価証券報告書の記載事項を追加(2025年1月31日公布・施行)
- 改正開示府令は、2025年3月期の有価証券報告書から適用

有価証券報告書(開示府令第三号様式)

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (5) 株式の保有状況(39)
 - 第5 経理の状況
 - 第6 提出会社の株式事務の概要
 - 第7 提出会社の参考情報
- 第二部 提出会社の保証会社等の情報

<投資株式の保有目的を政策保有から純投資に変更した場合の開示事項> 【改正前】

- 当事業年度中に保有目的を変更した場合は、銘柄ごとに、(a)銘柄、(b)株式数、(c) B/S(貸借対照表)計上額の記載が必要。
(イメージ)

銘柄	株式数	B/S計上額
A	xxx,xxx	xxx,xxx
B	xxx,xxx	xxx,xxx
:		

【改正後】

- 当事業年度を含む最近5事業年度に保有目的を変更した銘柄を当事業年度末時点で保有している場合は、現状記載を求めている(a)~(c)の記載事項に加えて、以下の記載事項を追加。
(d) 保有目的を変更した事業年度
(e) 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針

銘柄	株式数	B/S計上額	変更事業年度	変更理由 保有又は売却の方針
A	xxx,xxx	xxx,xxx
B	xxx,xxx	xxx,xxx
:				

- 純投資目的から政策保有目的に変更した場合の開示事項は、現状通り、(a) ~ (c) の事項。
- 企業内容等開示ガイドラインにおいて、「純投資目的」とは「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすること」であり、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的とはいえないことを明確化。

1. 審査内容と審査結果

(3)令和6年4月に施行された改正内部統制府令における内部統制報告書等に関する改正の概要

令和6年4月に施行された改正内部統制府令における 内部統制報告書等に関する改正の概要

改正後の内部統制府令ガイドライン

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）」（**傍線部分は改正部分**）

4-4 内部統制府令第1号様式記載上の注意(7)のd又は第2号様式記載上の注意(8)のdに規定する「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載については、次の点に留意する。

- 1 財務報告に係る内部統制の評価範囲としては、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とした旨を記載する。
- 2 当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した旨などを記載するものとする。なお、次の事項についても、決定した事由を含めて、併せて記載することに留意する。
 - (1) 会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合
 - (2) 当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目
 - (3) 財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点及び業務プロセス

1. 審査内容と審査結果

(4) 審査内容

審査内容－法令改正等関係審査

本資料公表時点までの法令改正等関係審査の審査内容の概要は以下の通りである。

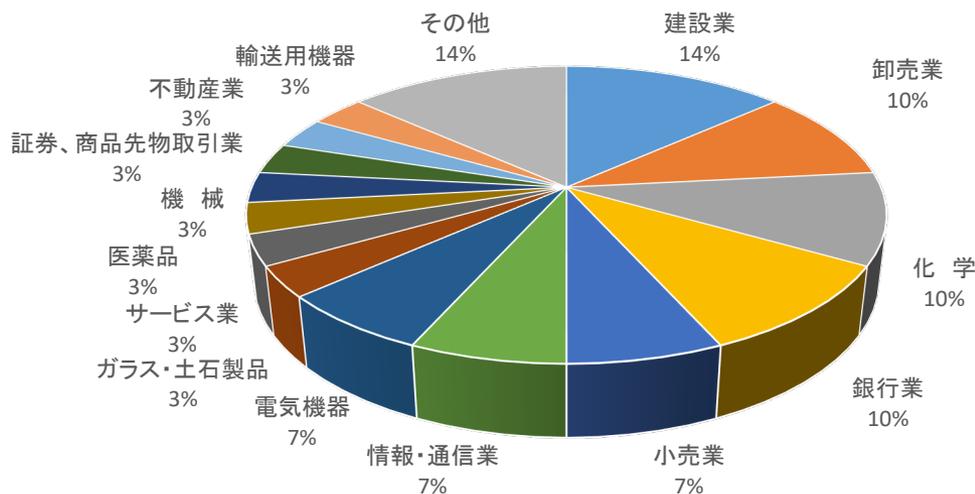
- 法令改正等関係審査では、提出会社から提出を受けた調査票への回答内容を踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という)等、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(以下「内部統制府令」という)の規定への準拠性(開示の漏れや誤り等の有無)の観点から、有価証券報告書・内部統制報告書の記載内容を審査した。
- 令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する調査を併せて実施した。

審査内容－重点テーマ審査(1/2)

本資料公表時点までの重点テーマ審査の審査内容の概要は以下の通りである。

- 重点テーマ審査では、「サステナビリティに関する企業の取組の開示」・「コーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)」について、規定等に基づく形式的な記載の有無に留まらず、開示の趣旨に照らして有価証券報告書の利用者に十分な情報が開示されているか否かについても審査を行った。
- 提出会社から審査対象会社を選定し、サステナビリティに関する企業の取組の開示・コーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)に関する質問を行うとともに、必要に応じて関連資料の提出の依頼を行った。審査対象会社からの回答や関連資料の内容も踏まえながら、有価証券報告書の記載内容を審査した。

審査対象会社(※)



※審査対象会社全体に占める業種別の審査対象会社数の割合(本資料公表時点)。今後のサステナビリティ関連の制度開示拡充の動向を踏まえ、制度開示拡充に向けた準備のためのフィードバックを共有することも目的として、東京証券取引所のプライム市場上場企業のうち一定の時価総額規模以上の企業群から、業種に大きな偏りが生じないように配慮しつつ、有価証券報告書の記載内容などを考慮して審査対象会社を選定した。

審査内容－重点テーマ審査(2/2)

(前ページからの続き)

- 昨今サステナビリティに関する開示について投資者の関心が高まってきていること等も踏まえ、令和5年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティに関する企業の取組の開示が義務化されたが、現時点では、細かな事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟な記載が可能な枠組みとされている。他方、国際的には、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)からサステナビリティに関する開示基準が令和5年6月に公表されるとともに、国内では、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)からISSBの開示基準をベースにした国内のサステナビリティに関する開示基準が令和7年3月5日に公表されている。また、金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告(令和8年1月8日)においては、プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付けることとされており、適用開始時期は、
 - ・時価総額3兆円以上の企業:2027年3月期、
 - ・時価総額3兆円未満1兆円以上の企業:2028年3月期、
 - ・時価総額1兆円未満5千億円以上の企業:2029年3月期、とされている。

このような動向も踏まえて、重点テーマ審査では、現行制度に基づくサステナビリティに関する企業の取組の開示の審査に加えて、企業による自主的な改善に資するように助言を行う趣旨で、ISSBやSSBJの開示基準も参考に、今後改善を検討していくことが望ましいと考えられる事項の検討も併せて行った。
- 令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する法令改正等関係審査の調査票の回答を勘案し、選定した追加調査対象企業に対して追加質問、又は、ヒアリングを実施した。

1. 審査内容と審査結果

(5) 審査結果

審査結果－法令改正等関係審査及び重点テーマ審査

本資料公表時点までの法令改正等関係審査及び重点テーマ審査の審査結果の概要は以下の通りである。

- 当年度の法令改正等関係審査及び重点テーマ審査の結果、前年度の有価証券報告書レビューで識別された課題が当年度においても複数の審査対象会社で識別された。また、当年度において新たな課題も識別された。識別された主な課題は以下の通りである。詳細は、「2. 審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を参照されたい。なお、当年度において新たに識別された課題については下線を付している。
 - サステナビリティに関する考え方及び取組
 - ✓ サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である。
 - ✓ サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程の記載がない又は不明瞭である。
 - ✓ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である。
 - ✓ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である。
 - ✓ 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない。
 - ✓ 人的資本に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である。
 - コーポレート・ガバナンスの状況等
 - ✓ 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない。
 - ✓ 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない。
 - ✓ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない。
 - ✓ 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない。
 - ✓ 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある。
 - ✓ 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載、又は、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である。

審査結果－法令改正等関係審査及び重点テーマ審査

(前ページからの続き)

- 重要な契約等
 - ✓ 企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示において、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)の記載がない又は不明瞭である。
 - ✓ 重要な契約等が令和6年4月に施行された改正開示府令等の施行日(2024年4月1日)前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載(2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置)をしていない。
 - 内部統制報告書
 - ✓ 内部統制報告書の「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、改正内部統制府令ガイドラインで定められている事項について「決定した事由」の記載がない又は不明瞭である。
- なお、当年度に識別された課題のうち特に留意すべき事項については来年度の法令改正等関係審査及び重点テーマ審査等を通じて改善状況のフォローを実施する予定である。
- 本資料の別冊付録では、今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、識別された課題への対応にあたって参考となる開示例を取りまとめているので、ぜひ活用していただきたい。
- 令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関する調査の結果は、「総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果」(令和8年2月20日)*を参照されたい。

※ 参考資料

[「総会前開示に関する有価証券報告書レビューにおける調査結果」\(令和8年2月20日\)](#)

2. 審査結果を踏まえた留意すべき事項等

(1) サステナビリティに関する企業の取組の開示

開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項(1/2)

□ 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項は以下のとおりである。

◀ 開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等) ▶

① 開示における重要性の判断

- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資家の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられる。また、SSBJの適用基準48項では、「サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない」旨が規定されており、サステナビリティ関連の開示における重要性を判断する際に参考になると考えられる。
- ✓ マテリアリティ(重要課題)としてサステナビリティの項目を列挙している事例がみられるが、SSBJ/ISSB基準が定義する「重要性(materiality)」^{※1}とは意味合いが異なる点に留意が必要と考えられる。今後、SSBJ基準に準拠した開示を行うにあたっては、SSBJ基準の要求事項に沿って「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報」を開示することが必要となる。SSBJ基準への準拠が求められていない企業においても、有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項を踏まえた開示を行うことは有用と考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2025)
- ✓ SSBJ基準では「重要性がある」とは「財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」とされており^{※1}、投資家を主要な利用者と明確に認識し、企業価値やキャッシュ・フローへの影響を投資家が判断できるように、企業価値に影響のある重要な情報を開示することが求められる。ただし、GRIやCSRDなどの二軸モデル(社会影響×企業影響)を追加的に開示することは否定されるものではない^{※2,3}。(記述情報の開示の好事例集 2025)

※1 重要性がある(material)情報の定義に関する参考資料

・[サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第4項\(7\)、第48項](#)

第4項(7):

「重要性がある」とは、サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ることをいう。

第48項:

サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。

・[SSBJハンドブック『識別したリスク及び機会に関する情報の重要性の判断』](#)

※2 有価証券報告書において、SSBJ基準の要求事項に関連する事項を追加して記載することができる(開示府令第三号様式記載上の注意(1)a)。

※3 追加的な情報に関する参考資料

・[サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第63項:](#)

サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない。

・[SSBJハンドブック『追加的な情報』](#)

開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項(2/2)

(前ページからの続き)

◀開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)▶

② 企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を意識した開示

- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待される。例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。
 - a. 「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としている。
 - b. 4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示することが望ましいと考えられる。
 - c. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示することが望ましいと考えられる。
 - d. 中長期的な企業価値を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示における重要な項目の1つがサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示と考えられる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待される。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられる。

③ 検討中・策定中等の場合の開示

- ✓ サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載することが考えられる。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられる。

④ 補足情報の開示

- ✓ 企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられる。

⑤ SSBJ基準を意識した開示

- ✓ 全ての有報提出企業がTCFDやIIRCの枠組みからSSBJ基準への移行を意識した開示に取り組むことは有用であると考えられる。ただし、SSBJ基準に準拠していると表明するには、全ての定めに準拠することが必要とされていることに留意する必要がある(サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第79項)。すなわち、SSBJ基準のすべての定めに準拠することなくサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、限定付きでSSBJ基準に準拠していると記述することは認められていない。なお、「参考にして作成している」と記載することでSSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性のある表現が用いられている事例についても、不適切と考えられる。(SSBJハンドブック『SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合の開示』※)

※ 参考資料

・SSBJハンドブック『SSBJ基準のすべての定めに準拠していない場合の開示』

留意事項等まとめーサステナビリティに関する企業の取組の開示(1/2)

- 主な課題は以下のとおりである。本資料の23～40ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にしていきたい。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

(※)記載した10項目の主な課題は全て前年度から継続的に識別されている課題である。(以下同じ)

主な課題

- 1 サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
- 2 サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
- 3 サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
- 4 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である
- 5 サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である
- 6 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

(前ページからの続き)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

主な課題

7

人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

8

人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

9

「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

10

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(1/18)

1 [課題] サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工) (※1)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(ガバナンス)

堅強なるコーポレート・ガバナンス体制は、適正利潤を確保し持続的な企業価値向上を図るための重要な基礎であると考えております。

当社グループは、サステナビリティ担当執行役員を責任者として、各部署より選抜されたメンバーで構成される「サステナビリティ推進担当部」がサステナビリティに関する年度目標を設定し、取り組みを推進しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a ※2では、ガバナンスに関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている。
- 左記の開示例では、ガバナンスに関する基本的な考え方やサステナビリティ関連の執行体制が記載されるだけに留まっており、取締役会等による監督を含む、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続については記載されておらず、ガバナンスの開示としては適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載することに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a ※2)。
- ガバナンスを記載する際には、サステナビリティ関連の推進部の役割などの執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意する。
- ガバナンスについては、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる。

(※1) 令和7年度の審査においても、令和6年度と同様の課題のある事例が識別されている場合には、令和6年度と同じ事例を掲載するようにしている(以下同じ)。

(※2) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(a)と改正された。

(前ページからの続き)

1 [課題] サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)(※)]

- d. 例えば、SSBJのサステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(以下「一般基準」という)9項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、以下の事項の開示が求められ、同10項において、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項を開示することが求められており、取締役会等による監督を含めたガバナンスの内容を記載するにあたって参考になると考えられる。
- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名
 - ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、上記の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
 - ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか
 - ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか
 - ・上記の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか(上記の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む)
 - ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか(関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか、関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨を含む)
- e. ガバナンスについては、該当する場合には、取締役会等に関してだけでなく、監査役会等や内部監査部門に関しても併せて記載することが考えられる。

(※)「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である(以下同じ)。

2 [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

3 [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(リスク管理)

当社がサステナビリティを実現するためには、様々なリスクに対するリスク管理が必要です。具体的には、例えば、以下のようなリスクと対策が考えられます。

・環境的リスク

雑誌の制作や配送・配達などの活動により環境負荷を抱える可能性があります。対策としては、雑誌製作工程において発生する損紙の削減、省エネルギー化、配送車両等のEV化、古紙など廃棄物のリサイクルなど、環境に配慮した活動を進めることが必要と考えます。

<課題となる事項>

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a*では、リスク管理に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社のリスク管理に関する考え方、リスク及び対策が記載されているが、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載されておらず、リスク管理の開示としては適切ではないと考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(4/18)

(前ページからの続き)

② [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

③ [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意する。サステナビリティに関する企業の取組の開示では、一般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけではなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a ※)。
- b. リスク管理については、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、一般的なサステナビリティ関連のリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(a)と改正された。

(前ページからの続き)

2 [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

3 [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

c. 例えば、SSBJの一般基準29項では、以下のような事項を開示することが求められており、リスク管理の内容を記載するにあたって参考になると考えられる。

- ・企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報(企業が用いるインプット等に関する情報(例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報)、サステナビリティ関連のリスクを識別するためのシナリオ分析に関する情報、サステナビリティ関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報、サステナビリティ関連のリスクの優先順位付けに関する情報、サステナビリティ関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報及び企業が用いるプロセスの変更に関する情報を含む)

- ・サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報

- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

d. 「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」とは、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会をあわせたものをいう。(サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」第4項(6))

また、機会の記載において、機会を戦略に紐付け、どのように企業価値向上につなげるかを示すことが期待される。

4

[課題] 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

<リスク>

- ・炭素税等導入
- ・プラスチック利用規制強化
- ・自然災害増加による事業継続の阻害

<機会>

- ・再生可能エネルギーへの移行による炭素税削減

<リスクと機会への対応>

- ・自社使用電力の再生可能エネルギーへの切り替え

(指標及び目標)

CO2排出量を定量的な指標とし、2030年には実質ゼロを目標とします。

<課題となる事項>

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b ※では、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)並びに、指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社は識別した複数のリスク及び機会を記載している。会社への質問等の結果、これらのリスク及び機会のそれぞれについて、対応する戦略や指標および目標のうち重要なものが存在するにも関わらず、これらを適切に記載していないことが判明した。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(b)と改正された。

(前ページからの続き)

5

[課題] サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は賃貸不動産の補修等を進めていき、より快適な空間を提供することで、入居者の満足度を向上させるとともに、貸室や駐車場及び会議室を利用したい会社に対し、安価な料金で提供することにより、入居率の向上を目指しています。

(指標及び目標)

当社は入居率向上を目標とし、当該指標に関する当事業年度の目標は100%及び実績は95%であります。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b ※では、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)並びに、指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社は戦略や指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容については記載していない。このため、戦略並びに指標及び目標の内容が不明瞭なものとなっており、適切ではないと考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(b)と改正された。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(8/18)

(前ページからの続き)

4

[課題] 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である

5

[課題] サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b※では、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。)のうち、重要なものについて記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が規定されていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- b. 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することが考えられる。
- c. 識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられる。
- d. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、SSBJの一般基準14項及び16項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響やサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸の記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明(「大・中・小」や「短期・中期・長期」など)だけではなく、それらの定量的な説明(金額・数値や年など)を含めた定義を記載することが考えられる。
- e. 指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、SSBJのサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」61項、62項及び63項では、温室効果ガス排出の測定アプローチや測定方法(仮定を含む)の開示が求められており、指標について投資者にとって有用な情報の開示を検討する際に参考になると考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(b)と改正された。

6 [課題] 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)
(ガバナンス)

当社では、サステナビリティに関連した課題への対応を当社の経営課題及び経営戦略の一つとして捉え、当社が取り組むべきマテリアリティ(重点課題)を識別した上、具体的な施策や達成目標を定めております。マテリアリティとしては、環境調和型サービスの開発、気候変動への対応等を識別しております。

(戦略並びに指標及び目標)

—

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b ※では、戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社はガバナンスにおいて環境調和型サービスの開発や気候変動への対応を重点課題として識別した上で、具体的な施策や達成目標を定めている旨を記載している。会社は同年度の統合報告書で、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しており、会社への質問等の結果、当該戦略や指標及び目標は、重要なものであり、上記開示府令で開示が求められている事項に該当することが判明した。会社の有価証券報告書の戦略並びに指標及び目標項目では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- 戦略並びに指標及び目標は、重要なものについて記載が求められる(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b ※)が、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料(統合報告書やウェブサイト等)では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じうるということ等が考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるので、留意する。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(b)と改正された。

(前ページからの続き)

6 [課題] 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

b. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)※では、戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

c. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b ※で開示が求められる指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて、例えば、会社別に開示することや事業別、地域別などの一定のグループ単位で開示することなどが考えられる。

d. 戦略と指標及び目標について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される(記述情報の開示に関する原則(別添))。

e. 戦略並びに指標及び目標について、検討中や策定中等の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載することが考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b(b)と改正された。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(11/18)

7

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は、人財戦略として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。

(指標及び目標)

エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)c ※では、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、人的資本に関する方針として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」や「多様性の確保」が記載されているが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標、目標及び実績が記載されているか、不明瞭であり、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)c ※では、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載すること、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載することとされていることに留意する。他方で、当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)c と改正された。

(前ページからの続き)

7

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- b. 記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。
- c. 指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報を併せて開示することが望ましいと考えられる。また、人的資本の指標は、戦略と指標及び目標の連動が重要であると考えられる。エンゲージメントスコアなどの指標は単なる数値の増減だけでなく、数値を構成する要素の変化に着目し改善施策との関連性を示すことが望ましいと考えられる。どの課題に対してどのような対応を行い、どのような成果につながったかを説明することで、スコアの意味が理解しやすくなるため有用であると考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2025)
- d. 「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としている。このため、人的資本開示では、経営戦略と人材戦略の連動性を明確に示すことが望ましいと考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2025)

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(13/18)

8

【課題】 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社グループでは、多様性確保の観点から、男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備について重点的に取り組んでおり、例えば、女性管理職育成研修や女性従業員の働きやすさ及び職場環境に関連するサーベイ等を実施しております。

(指標及び目標)

女性管理職比率については当期末現在で5.0%ですが、2026年3月末までに10%以上とすることを目標としております。なお、当該実績及び目標は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のもを記載しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)※では、人的資本(人材の多様性を含む。)に関する「指標及び目標」については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。
- 左記の開示例では、連結会社を対象とした記載が求められている中、会社は連結グループにおける主要な事業を営む会社として提出会社の指標及び目標のみを記載している。しかしながら、実際には、当社の連結会社では提出会社以外にも重要性のある主要な事業を営む連結子会社が複数存在しており、これらの会社について開示対象としていない理由等の記載もしておらず、当該開示は適切ではないと考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)cと改正された。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(14/18)

(前ページからの続き)

- 8 [課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)^{※1}では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、連結会社のサステナビリティに関する考え方及び企業の取組についての開示が求められており、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められていることに留意する。(提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示する場合は、その旨、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる)。人的資本に関する戦略並びに指標及び目標について連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組が行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われていない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことが考えられる(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)^{※1}及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No166-167)。
- b. 連結会社のうち開示対象とする会社の重要性を判断するにあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、連結グループ全体の事業のうち主要な連結子会社による事業の割合が相当程度を占める場合に、提出会社のみでの人的資本に関する指標、目標及び実績しか記載しないような場合には、当該主要な子会社について開示しない理由を投資家が適切に理解できるように記載することが考えられる。
- c. なお、開示府令第三号様式記載上の注意(9)で準用する第二号様式記載上の注意(29)dからfまでの規定^{※2}により、「従業員の状況」において、女性活躍推進法等の枠組みをベースに、原則として、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」の開示が求められているが、それぞれのただし書において、提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定による「管理職に占める女性労働者の割合」等の公表をしない場合は、その記載を省略することができるとされている。他方、例えば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において人的資本に関する指標の実績について「従業員の状況」における「管理職に占める女性労働者の割合」等に関する記載を参照する形で開示する場合において、「従業員の状況」で同記載上の注意(29)ただし書に従って特定の連結子会社に関する記載を省略しているときは、本来「サステナビリティに関する考え方及び取組」で求められている連結会社を対象とした開示にならない可能性もあるので留意する。

(※1)令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)cと改正された。

(※2)令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(39-3)で準用する第二号様式記載上の注意(58-3)hからjまでの規定と改正された。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(15/18)

(前ページからの続き)

8

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- d. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)c※で開示が求められる人的資本に関する指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示することが考えられる。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)cと改正された。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(16/18)

9

[課題]「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】
(略)

(ガバナンス)

詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(リスク管理)

詳細については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)※では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項の全部又は一部を届出書(有価証券報告書)の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる」とされている。
- 左記の開示例では、会社は「ガバナンス」については「コーポレート・ガバナンスの概要」に、「リスク管理」については「事業等のリスク」に記載している旨を開示しているが、実際には、これらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっており、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)※に従って、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要があることに留意する。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」では、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30)b・cと改正された。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(17/18)

10

【課題】「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略並びに指標及び目標)

当社グループは、気候変動への対応をマテリアリティ(重要課題)の一つとして識別しており、TCFD提言への賛同を表明しております。TCFD提言に沿った情報開示については、当社ウェブサイトをご参照ください。

〈課題となる事項〉

- 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(以下「開示ガイドライン」という)5-16-4では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまで※に規定する事項を有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている。
- 左記の開示例に関連して、会社はウェブサイトでは、TCFD提言に沿った情報開示として、当年度における気候変動に関連した各種のリスクや機会に対応する戦略並びに指標及び目標の具体的な取組内容について詳細に開示しており、会社への質問等の結果、これらの取組は上記開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当することが判明した。会社の有価証券報告書においては、戦略並びに指標及び目標の具体的な内容が記載されておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまで※に規定する事項については、これを有価証券報告書に記載する必要があり、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている。投資者が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があることに留意する(開示ガイドライン5-16-4、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No254-256(下線を追加))。

(※) 令和8年2月施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」では、開示ガイドライン5-16-3、第三号様式記載上の注意(10)で準用する第二号様式記載上の注意(30) aからcまでと改正された。

(前ページからの続き)

10

[課題]「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- b. 有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられる。将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいと考えられる(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No238-252)。なお、SSBJのサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」という)29項、67項及び68項では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務情報などとのつながりを理解できるように開示することが求められるとともに、原則として関連する財務諸表と同じ報告期間を対象として同時に報告することが求められており、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要であると考えられる。

2. 審査結果を踏まえた留意すべき事項等

(2) コーポレート・ガバナンスの状況等の開示

留意事項等まとめーコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(1/2)

- 主な課題は以下のとおりである。本資料の44～55ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にいただきたい。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

主な課題

- 1 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない
- 2 内部監査が取締役に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない
- 3 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない
- 4 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない
- 5 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

(※)主な課題(項番①～⑤)は、前年度から継続的に識別されている課題である。

(前ページからの続き)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

主な課題

6

銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

7

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

8

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

9

保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭である

10

保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である

(※) 主な課題のうち項番⑥～⑧は前年度から継続的に識別されている課題であり、項番⑨～⑩は当年度において新規に識別された課題である。

留意事項等—コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(1/12)

1

[課題] 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)(※)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(コーポレート・ガバナンスの概要)

原則として毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催する方針であり、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び経営の重要事項について報告・審議及び決定を行っております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54)iでは、提出会社の取締役会の活動状況として、開催頻度、具体的な検討内容、及び個々の取締役の出席状況について、それぞれ当事業年度における実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は取締役会の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の取締役の出席状況について、方針は記載しているものの、それぞれ当事業年度における実績を記載しておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54)iでは、当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められている。
- また、同府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載することが求められている。
- これらの機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められている(方針の記載のみでは実績の記載とはならない)ことに留意する。

【開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)】

- b. 具体的な検討内容には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることに留意する。

(※) 令和7年度の審査においても、令和6年度と同様の課題のある事例が識別されている場合には、令和6年度と同じ事例を掲載するようにしている(以下同じ)。

2 [課題] 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(内部監査の状況)

内部監査については、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を配置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施しております。

内部監査人と監査役会及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有・報告を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、連携して改善状況を監督又は確認しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、内部監査の実効性を確保するための取組(内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は監査役会に対する直接報告を行う仕組みについては記載しているものの、有価証券報告書において取締役会に対して直接報告を行う仕組みの有無について記載しておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけではなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められていることに留意する。なお、直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56))。

留意事項等－コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(3/12)

3

[課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない

4

[課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋)

(略)

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

・保有方針

保有先企業との事業上の関係維持・強化等を目的として株式を保有しております。

(略)

・特定投資株式の銘柄ごとの保有目的

営業上の取引関係の維持・強化

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)の銘柄ごとの開示においては、保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)等を具体的に記載することが求められている。
- 会社への質問等の結果、当該銘柄の保有目的は、株式の持合いを通じた安定株主の確保と営業上の取引関係の維持・強化にあることが判明した。左記の開示例では、安定株主の確保の目的について記載していない。また、保有目的が営業上の取引関係の維持・強化にあるにもかかわらず、営業上の取引の概要を具体的に記載していない。このため当該開示は適切ではないと考えられる。

留意事項等ーコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(4/12)

(前ページからの続き)

3 [課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない

4 [課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を具体的に記載することが求められている。また、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載することが求められていることに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58))。
- 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- 政策保有株式については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかとの指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、縮減を進める方が望ましいという考え方がある。一方、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、当該株式を保有する会社の企業価値向上に寄与し得るという点で意義があり、一律に保有が否定されるものではないという考え方もある。政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、当該株式の保有が企業価値向上にどのようにつながるかの観点を含めて、具体的に記載することが投資者の適切な投資判断にとって有用であると考えられる。特に、スタートアップ企業やイノベーション目的や新事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、投資者による適切な投資判断に資するという観点から、保有目的をより具体的に記載することが望ましいと考えられる。
- 「政策保有株式:投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、政策保有株式全体の保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて開示することを示しており、単なる財務報告のセグメント単位や、「事業取引」「金融取引」といった大括りでの説明や、「企業間取引の維持・強化のため」「地域発展への貢献」という記載では抽象的で不十分であることを示している。
- 投資者が政策保有株式の保有目的が達成されているかを判断するうえで、政策保有株式の議決権行使の考え方・基準や議決権行使の結果(賛成票や反対票を投じた割合等)について開示することが望ましいと考えられる。

5 [課題] 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

6 [課題] 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋)

(略)

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

・保有の合理性を検証する方法

当社は、保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告するとともに、保有から3年経過した時点で、当初期待した効果が得られないと判断した場合は、売却することを原則とします。

(略)

・特定投資株式の銘柄ごとの定量的な保有効果

当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。保有の合理性については、上記「保有の合理性を検証する方法」に記載した方法で検証しています。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)について、提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載することが求められている。また、銘柄ごとの開示において、定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法を具体的に記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は、保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告している旨を記載しているが、会社への質問等の結果、会社は保有効果の検証を取締役に報告しておらず、開示と実態に乖離があることが判明した。また、銘柄ごとの開示において保有の合理性を検証した方法を具体的に記載しておらず、検証方法の具体的な内容を読み取ることができない。このため当該開示は適切ではないと考えられる。

留意事項等—コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(6/12)

(前ページからの続き)

5 [課題] 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

6 [課題] 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)について、提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載することが求められている。政策保有株式の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について記載する際には、実態に基づいて適切に記載する必要があることに留意する。
- b. 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、銘柄ごとの開示において、提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)を具体的に記載することが求められていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- c. 定量的な保有効果の記載が困難な場合に、定量的な保有効果を何も開示しないような事例が見受けられるが、投資者の投資判断にできるだけ有用な情報を提供するという観点からは、定量的な保有効果のうち記載が困難な部分以外については、可能な限り記載することが望ましいと考えられる。
- d. 「政策保有株式:投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、定量的な保有効果の記載が困難な場合に、どのような点で定量的な測定が困難だったかについて具体的に記載することや、仮に営業機密を理由とする場合でも、どのような点が営業機密となるか等について記載することを示している。
- e. 政策保有株式の保有の合理性を検証した方法については、実態に応じて、検証に使用している具体的な指標およびその定義・算定式なども含めて、具体的に記載することが望ましいと考えられる。「政策保有株式:投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、政策保有株式の保有の合理性の検証方法については、純投資目的の株式の評価のように、時価(含み益)や配当金による検証だけでなく、事業投資の評価と同様に、事業の収益獲得への貢献度合いを検証するなど別途の検証が求められることを示しているが、投資者の投資判断にとっての有用性の観点からは、これらの検証方法について具体的に記載することが考えられる。例えば、資産効率検証の観点から、当該銘柄を保有することによる便益(取引による粗利や配当など)と資本コストを比較する場合に具体的な計算方法を開示することが期待される。なお、「取得価額×資本コスト」と「時価×資本コスト」では検証の結果が異なることが想定され、政策保有株式の保有の経済合理性を検証する際は時価を用いて検証することが望ましいと考えられる。

留意事項等－コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(7/12)

7

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

8

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(株式の保有状況)

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、提出会社の当事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式(以下において「投資株式」という。)のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載することが求められている。また、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあ場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類していると記載している。
- 一方、会社への質問等の結果、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、政策保有株式に関して売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例が認められた。また、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には売却に取り組む予定は長期間なく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例も認められた。

留意事項等ーコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(8/12)

(前ページからの続き)

7

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

8

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)f(b)では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限る)について、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的の変更年度、並びに保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示が求められている。また、開示ガイドライン5-19-3-2では、純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されている。これらに従い、適切な開示を行う必要があることに留意する。
- b. 純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう(開示ガイドライン5-19-3-2)。このため、投資株式の保有目的に、例えば、取引関係の維持・強化や安定株主の確保などの純粋な純投資目的以外の目的も含まれている場合には、純投資目的の株式ではなく、純投資目的以外の目的の株式(いわゆる政策保有株式)として区分したうえで、その保有目的の内容を、投資者が理解できるように、具体的に記載することが求められることに留意する。

留意事項等－コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(9/12)

(前ページからの続き)

7

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

8

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- c. 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間(1年以上)売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性もあることに留意する。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)a)等と併せて開示することが考えられる。
- d. 純投資目的の株式の区分について、実態が伴っていることを明らかにする観点から、純投資目的の株式の運用体制について記載することが考えられる。運用体制を記載する際には、例えば、運用を担当している部署名や運用担当部署が営業部門から独立しているかどうか(株式の売買の前に営業部門に確認等が必要かどうか)などを含めて、記載することが考えられる。
- e. 企業が開示している「同意」・「合意」が実態を伴っていないケースがあると認識している。「同意」・「合意」と開示していても、売却の際に改めて相手方の合意を得る必要があるなら相手方と合意をしているとは言えないと考えられる。

9 [課題] 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭である

10 [課題] 保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】
(株式の保有状況) (一部抜粋)

(当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの)

・変更の理由

取引関係の維持・強化を目的に保有しておりましたが、政策保有株式としての保有意義が薄れたことから保有目的を純投資目的に変更しました。

・変更後の保有又は売却に関する方針

今後の保有又は売却については、当社の投資判断基準に沿って保有及び処分を決定いたします。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)f(b) では、最近5事業年度において保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式(最近事業年度末において保有しているものに限る。)がある場合には、銘柄ごとに、「銘柄」・「株式数」・「貸借対照表計上額」・「保有目的を変更した事業年度」・「保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針」を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、「政策保有株式としての保有意義が薄れたこと」を変更の理由として記載しているが、政策保有株式としての保有意義が薄れたことは政策保有目的での保有を止める理由にはなるものの純投資目的となった積極的な理由の記載があるとはいえず、純投資目的に保有目的を変更する理由の説明としては不十分であると考えられる。
- また、変更後の保有又は売却に関する方針として、「当社の投資判断基準に沿って保有及び処分を決定」と記載しているが、当社の投資判断基準についての記載がないため、当該説明では会社が今後この株式を保有する方針なのか売却する方針であるかが読み取れず、方針の説明としては不十分であると考えられる。

留意事項等－コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(11/12)

(前ページからの続き)

9 [課題] 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭である

10 [課題] 保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう(開示ガイドライン5-19-3-2)。また同ガイドラインにおいて、純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されている。これらに従い、純投資目的の株式に該当するかを判断し、適切な開示を行う必要があることに留意する。
- b. 「投資者が、当該株式が売却されるのか継続保有されるのかといった方針に加え、その方針と実際の売却状況や保有状況が整合しているのかを確認でき、提出会社との対話に資するような開示を実現する必要があると考えております。この点、売却方針である株式については、売却予定時期を明示することが考えられますが、それが困難である場合であっても、売却を実現する際の考慮要素など、売却の時期に関する会社の考え方を具体的に記載することが考えられます。また、ご指摘の「発行企業のガバナンスや業績・株主還元姿勢の変化、株価の推移等を参照しつつ」という点については、これらの要素を参照する旨の記載だけでなく、これらの要素がどのような状況になれば売却又は保有に関する方針がどのように変化するかという点についても記載する必要があると考えております。」という考え方にも留意する必要があると考えられる。(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和7年1月31日) No.13-15(下線を追加))

留意事項等－コーポレート・ガバナンスの状況等の開示(12/12)

(前ページからの続き)

9 [課題] 保有目的を純投資目的に変更した場合に、保有目的の変更の理由の記載が不明瞭である

10 [課題] 保有目的を純投資目的に変更した場合に、変更後の保有又は売却に関する方針の記載が不明瞭である

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- c. 政策保有株式としての保有目的が明確に開示されていない企業が多くあるが、保有目的を明確に説明できない政策保有株式は売却すべきものであって、保有意義が薄れたから純投資に振り替えるというのは説明になっておらず、本来的には政策保有株式の保有意義が薄れたのであれば振り替えではなく、直接売却をしていくべきであるという投資家の意見もある。
また、「純投資目的の株式に係る株式運用を行う理由と目的、期待している成果については、現行の開示府令の記載事項である「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」として、記載することが望ましいと考えられます。」という考え方に準じた記載を、個別銘柄ごとの保有目的の変更の理由などに記載することも考えられる。(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和7年1月31日) No.24-26 (下線を追加))

コラム「政策保有株式の純投資目的への保有目的変更」

- 令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて、「株式の保有状況」の開示のうち、いわゆる政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式の開示状況を検証したところ、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているものがあるとの課題を識別している。
 - 株式の保有目的を政策保有から純投資に変更した場合における適切な情報開示を促すため、令和7年1月施行の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式について、「保有目的の変更年度」や「保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針」等の開示を求めている。
 - しかしながら、当年度の有価証券報告書レビューにおいても、以下のような事例を識別している。
 - ・政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態であることが疑われるもの。
 - ・発行者から売却の合意を得た上で政策保有株式を純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている可能性が疑われるもの。
 - ・純投資目的の株式に区分変更したものの、当該銘柄の取引先持株会に継続して加入しているもの。^{※1}
- なお、発行者の浮動株比率を引き上げるために株式の保有目的を純投資目的に区分変更することを発行者から依頼されたケースも識別している。
- 株式会社である事業会社や金融機関は、自社の企業価値向上が求められている。そのような中で、政策保有株式の保有実態が変わらないのであれば開示上の見せかけの変更をするのではなく、政策保有株式について、自社のリスク管理体制の構築状況を含め、その保有目的・意図・議決権行使の方針や結果等について、自社の企業価値向上という観点から透明性をもって説明することが必要だと考えられる。^{※2}
 - なお、純投資目的への保有目的を変更した場合は、純投資目的の株式に係る株式運用を行う理由と目的、期待している成果、純投資目的の株式の運用体制などについて記載することが考えられる。

(※1)「取引先持株会は、取引関係者による取得対象株式の取得により、相互間の親睦関係の増進に寄与することを目的とする」(日本証券業協会の「持株制度に関するガイドライン」とされているが、同時に安定株主確保の目的でも用いられることが多いと指摘されており、企業内容等開示ガイドライン 5-19-3-2の純投資目的の定義と照らして矛盾する可能性が高いと考えられる。

(※2)政策保有株式の保有目的に関する開示の好事例については、記述情報の開示の好事例集 2024「コーポレート・ガバナンスの状況等ほか」8.「株式の保有状況」の開示例を参照されたい。

コラム「売らせない圧力」

- 都市銀行や大手損害保険会社で政策保有株式縮減を進めている実績があることから、他の企業においても政策保有株式の売却交渉を実施しやすくなったとの声も聞かれた。一方で、前年度に引き続き、当年度における有価証券報告書の政策保有株式関連の開示に関する審査の過程で、政策保有株式の発行会社が、主に発行会社の安定株主の確保を理由に、政策保有株式の保有会社に対して、発行会社と保有会社間の既存の取引の縮減を示唆することなどにより政策保有株式を売らせないように圧力をかけている事例が複数識別された。このような事例についてはこれまでも政策保有株式の縮減の妨げとなっているとの指摘がある。
- また、発行会社によっては株式持ち合いの意向が強い会社や、株式保有を取引の前提としている社内ルール（例. 取引金融機関を発行会社株式保有金融機関へ限定するケースや、融資シェアに応じた株式保有を金融機関へ要請するケース）があることも売却交渉を難しくする要因であるとの指摘がある。
- 東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、補充原則1-4①において、「上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。」としており、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社がこれをコンプライしない場合には、コンプライしない理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載（エクスプレイン）することが求められる。「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2025（データ編）」によると、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社の補充原則1-4①に対するコンプライ率は99.8%であった。
- 仮に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書上は、政策保有株式の売却を妨げるべきではないとの補充原則をコンプライしていると対外的に公表しているにもかかわらず、担当者レベルで圧力をかけていたり、経営層の指示のもと会社として組織ぐるみで圧力をかけているような実態がある場合には、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を損なうとともに、ガバナンスの観点からも重大な問題がある可能性があると考えられる。
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書においては、コーポレートガバナンス・コードの対応状況が開示されている。そのため、一般に、政策保有株式の縮減の交渉を進めるにあたっては、交渉当事者双方で、補充原則1-4①の政策保有株式の売却を妨げない方針を確認し合うことが望ましいと考えられる。また、有価証券報告書において政策保有株式の売却を妨げない方針を開示している事例がある。このように会社としての方針を有価証券報告書などの媒体を通じて公に表明することは、政策保有株式の縮減に向けた環境整備の観点から、有益であると考えられる。

2. 審査結果を踏まえた留意すべき事項等

(3)重要な契約等の開示における記載事項

留意事項等－重要な契約等の開示における記載事項(1/4)

[課題] 企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示において、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)の記載がない又は不明瞭である。

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【重要な契約等】(一部抜粋)

(契約の内容)
(略)

当該契約に基づき、●●社は当社の常勤取締役候補者1名を指名できる権利を有しております。

<課題となる事項>

■ 企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(13)で準用する第二号様式記載上の注意(33)fでは、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結している場合には、当該契約の概要(当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)を具体的に記載することが求められている。

(a)当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b)当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

■ 左記の開示例では、企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等(当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意)があることが契約の内容の記載から読み取れるが、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)の記載がないため、当該記載をすることが必要である。

留意事項等－重要な契約等の開示における記載事項(2/4)

(前ページからの続き)

[課題] 企業・株主間のガバナンスに関する合意に該当する重要な契約等の開示において、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程、又は、当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)の記載がない又は不明瞭である。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 企業内容等の開示に関する内閣府令第三号様式記載上の注意(13)で準用する第二号様式記載上の注意(33)fでは、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結している場合には、当該契約の概要(当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響(影響を及ぼさないと考える場合には、その理由)を具体的に記載することが求められている。
 - (a)当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意
 - (b)当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意
 - (c)当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意
- b. 「契約・合意の内容や取締役会における検討状況、財務上の特約の内容等の開示事項については、投資判断に対する重要性に応じて、投資者の理解を損なわない程度に要約して記載することも考えられます。もっとも、DWG報告において、企業側の開示でガバナンス等に関する合意の具体的内容が示されていない事例もみられたとの指摘もあることを踏まえ、投資者の投資判断や、投資家との建設的な対話に資する具体的な開示内容となるよう適切に検討いただくことが期待されます。」の考え方にも留意する必要があると考えられる。(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年12月22日) No.18-No.20(下線を追加))

留意事項等—重要な契約等の開示における記載事項(3/4)

[課題] 重要な契約等が令和6年4月に施行された改正開示府令等の施行日(2024年4月1日)前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載(2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置)をしていない。2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書では経過措置が無くなるため、企業において検討を実施し、重要な契約等の開示漏れが無いように留意する。

課題のある事例／省略記載の参考事例

(実際の開示例を元に加工)

■課題のある事例 (※)

【重要な契約等】

該当事項はありません。

■省略記載の参考事例

【重要な契約等】

2024年4月1日前に締結された財務上の特約が付された金銭消費貸借契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

〈課題となる事項〉

- 企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令附則第3条4項では、「令和七年四月一日前に開始する事業年度に係る有価証券報告書について新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式又は第九号様式を適用する場合には、新開示府令第二号様式記載上の注意fからhまで又は第二号の五様式記載上の注意eからgまでの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。」と規定されている。
- 左記の開示例(課題のある事例)では、2024年4月1日前に締結された重要な契約等がある場合にも関わらず、記載を省略する旨の記載をせずに該当事項がない旨を開示しているため、記載を省略する旨の記載が必要である。(開示例は、左記「省略記載の参考事例」を参照。)
- 2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書では経過措置が無くなるため、企業において検討を実施し、重要な契約等の開示漏れが無いように留意することが望ましいと考えられる。

留意事項等－重要な契約等の開示における記載事項(4/4)

(前ページからの続き)

[課題] 重要な契約等が令和6年4月に施行された改正開示府令等の施行日(2024年4月1日)前に締結された契約である場合に、記載を省略する旨の記載(2025年4月1日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書までの経過措置)をしていない。2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書では経過措置が無くなるため、企業において検討を実施し、重要な契約等の開示漏れが無いように留意する。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示漏れが無いように企業において検討を実施する際に、「提出会社の締結している一定の合意を含む契約が、本改正により示されている契約の類型に該当しない場合であっても、当該合意や契約が企業にとって重要な契約等である場合には、開示府令第二号様式記載上の注意(33)aに基づいて、開示を行う必要があることに留意する必要があります。」という点にも留意する必要があると考えられる。(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年12月22日) No.5)」)

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待、その他留意事項等)]

- b. これまで開示していなかった重要な契約等がある場合には、開示府令等の改正を機に開示の充実を図ることが重要であり、開示を拡充することで、企業の開示姿勢への信頼性や対話の質の向上に資すると考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2024)
- c. 適時開示やガバナンス報告書、事業報告等で開示している契約についても、重要性を勘案したうえで有価証券報告書において開示することが重要であると考えられる。(記述情報の開示の好事例集 2024)
- d. 守秘性の高い情報を含めて内容を詳細に開示することまで求めるものではないが、契約・合意の概要の他、取締役会における検討状況、財務上の特約の内容等の開示事項については、投資者の投資判断や、投資家との建設的な対話に資する具体的な内容を開示する必要があると考えられる。
- e. 契約上の秘密保持義務違反を理由として早計に開示できないと判断せず積極的に情報開示する必要があると考えられる。なお、「開示すべき事項は「契約の概要」であり、守秘性の高い情報を含め、その内容を詳細に開示することまで求めるものではありません。また、法令上の開示の要請は、当事者間の合意による秘密保持義務に優先することから、個別の契約において秘密保持条項が設けられていたとしても、法令の定めに基づき当該契約の内容を開示することは、秘密保持義務違反には当たらないと考えられます。」という点に留意する。

2. 審査結果を踏まえた留意すべき事項等

(4) 内部統制報告書における記載事項

留意事項等—内部統制報告書における記載事項

[課題] 内部統制報告書の「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、改正内部統制府令ガイドラインで定められている事項について「決定した事由」の記載がない又は不明瞭である。

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

内部統制報告書 (一部抜粋)

【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(略)

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の2/3を超える●事業拠点を「重要な事業拠点」としております。

(略)

〈課題となる事項〉

- 改正内部統制府令ガイドライン4-4では、「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、次の事項についても、決定した事由を含めて、併せて記載することに留意する旨が規定されている。
 - (1) 会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合
 - (2) 当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目
 - (3) 財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点及び業務プロセス
- 左記の開示例では、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標を「売上高」、その一定割合を「2/3」と記載しているが、当該指標及び一定割合の「決定した事由」について記載されていないため、当該記載をすることが必要である。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 「会社が複数の事業拠点を有する場合において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする重要な事業拠点を選定する際に利用した指標及びその一定割合」、「当該重要な事業拠点において、財務報告に係る内部統制の評価の対象とする業務プロセスを識別する際に選定した会社の事業目的に大きく関わる勘定科目」、「財務報告に係る内部統制の評価の対象に個別に追加した事業拠点及び業務プロセス」について、「決定した事由」を併せて記載することに留意する。(改正内部統制府令ガイドライン4-4)

